

# 税・国保



## 個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

### 課税の対象となる方

- ・平成30年1月1日現在、市内にお住まいの方で、平成29年中の所得などの状況から課税される方
- ・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方
- ※1月2日以降に転入された方は、平成30年度分までは転入前の市区町村で課税されます。
- ※1月2日以降に亡くなった方は、平成30年度分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。
- ※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことで、同じものです。

**■住民税を給与天引き(特別徴収)されている方へ**  
事業所から渡される税額決定通知は圧着式になっております。破損されないよう開封には注意してください。  
詳しくは、区役所税務課へ。

## 6月は市県民税第1期の納期です

お支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。  
希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みいただくか、インターネットで申込みください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
(納税課 ☎328-2204)

## 市税の滞納処分により差押えた不動産および動産をYahoo官公庁オークションサイトにて公売します

### ■期間入札

- ▶ **申込期間** 5月25日(金)～6月11日(月)
- ▶ **入札期間** 6月18日(月)～25日(月)

### ■せり売り

- ▶ **申込期間** 5月25日(金)～6月11日(月)
- ▶ **入札期間** 6月18日(月)～20日(水)

※参加申込開始日より、出品物が表示されます。詳しくは、Yahoo官公庁オークションサイトをご確認ください。また市ホームページにも掲載します。  
※滞納税が完納になった場合、その対象物件の公売は中止になります。  
(特別滞納対策室 ☎328-2202)

## 熊本市こくほ・こうきコールセンターを設置しました

平成30年6月より国民健康保険と後期高齢者医療保険の手続きや保険料についての問い合わせに対応するコールセンターを設置しました。  
▶ **電話番号** 326-5900  
※ご利用には通話料がかかります。  
ご利用時間は平日午前8時半から午後5時15分まで  
詳しくは、国保年金課(☎328-2270)へ。

## 保険料の納付は口座振替が安心・便利!

### ■利用できる保険料

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

### ■「WEB口座振替受付サービス」

スマホやパソコンからインターネット(WEB)を使っていつでも申込みができます。銀行や市役所に行けなくても大丈夫です。印鑑不要!

#### ▶対象金融機関

肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・ゆうちょ銀行

#### ▶申込みできる条件

- ・上記金融機関のキャッシュカードをお持ちであること
- ※家族・代理・法人など一部取り扱いができないカードがあります。

#### ▶申込みに必要なもの

- ・口座番号
  - ・各保険料の通知書番号または被保険者番号
  - ・キャッシュカードの暗証番号
  - ・信金の場合、最新の預金残高額
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。



右からアクセスできます!

### ■「ページー口座振替受付サービス」

専用端末に対象金融機関のキャッシュカードを通して暗証番号を入れるだけで、保険料の口座振替の申込みができます。通帳や印鑑が不要となるので、金融機関に行かなくても納め忘れがなく、便利で確実な口座振替の手続きが簡単にできます。



#### ▶申込場所

国保年金課・区役所・総合出張所

#### ▶対象金融機関

肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・九州労働金庫・ゆうちょ銀行

#### ▶申込みに必要なもの

- ・キャッシュカード(暗証番号)
- ・本人確認書類(保険証、通知書、納付書など)
- ※家族・代理・法人・クレジットカードなど一部取り扱いできないカードがあります。

### ■金融機関窓口

#### ▶申込場所

市内の金融機関に「熊本市歳入金口座振替依頼書」を提出ください。  
※依頼書は各金融機関の窓口にあります。利用できる金融機関は納付書の裏面をご確認ください。

#### ▶申込みに必要なもの

- ・口座振替にする預貯金通帳
  - ・通帳の印鑑・納付義務者の認印(口座名義人と納付義務者が違う場合)
  - ・本人確認書類(保険証、通知書、納付書など)
  - ※保険料の納付は口座振替を原則とします(ただし、年金特別徴収の方を除く)
- 詳しくは、国保年金課(☎328-2270)へ。



# 消防・防災



## 熱中症に注意しましょう

熱中症は、真夏の暑い時期と梅雨明けの蒸し暑くなった時期に起こりやすくなります。梅雨明けの時期は、体がまだ暑さに慣れていないため、うまく体温調節ができません。

### ■熱中症のさまざまな症状

- ▶ **初期** めまい、筋肉痛、こむら返り、頭痛、嘔吐、倦怠感など
- ▶ **重症化すると…**  
全身性のけいれん、意識障害など  
※すぐに医療機関の受診が必要です!

熱中症は屋外だけでなく、湿度が高い室内でも起こります。乳児や高齢者、体調が悪い人などは、特に注意が必要です。

### ■熱中症を防ぐために普段から気をつけること

- ▶ **暑さに負けない体を作る**
    - ・バランスの良い食事
    - ・こまめな水分摂取
    - ・睡眠環境を快適に
  - ▶ **暑さに適応する工夫をする**
    - ・室内を涼しく、涼しい衣服で
    - ・帽子や日傘で日ざしを避ける
    - ・炎天下でのスポーツや作業時は、スポーツドリンクなどで十分な水分補給
    - ・無理せず早めに休憩する
- (救急課 ☎363-2360)

## 危険物安全週間、火薬類危害予防週間

### ■危険物安全週間とは

国民生活に深く浸透している石油類など火災危険性の高い物品(危険物)に係る意識の高揚と啓発を図るため、総務省消防庁が毎年度実施しています。期間中に事業所の自主保安体制の確立を呼びかけ、広く国民の皆さんに周知を図るものです。

#### ▶実施期間 6月3日(日)～9日(土)

#### ▶実施内容

総務省消防庁の実施要項に基づく、関係機関へのポスター配布および立入検査など。また消防法に基づく、危険物の貯蔵、取り扱いについての法令遵守の指導および危険物に対する意識の高揚と啓発。

#### ▶危険物とは…

- 消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品のことです。
- ①火災発生の危険性が大きい
  - ②火災拡大の危険性が大きい
  - ③消火の困難性が高い

私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

#### “平成30年度危険物安全週間推進標語”

「この一球 届け無事故へ みんなの願い」

### ■火薬類危害予防週間とは

火薬類による災害・事故を防止し、公共安全を確保することを目的として、経済産業省が毎年度実施しています。期間中に火薬類の危害予防意識の高揚を図るものです。

#### ▶実施期間 6月10日(日)～16日(土)

#### ▶実施内容

経済産業省の実施要項に基づく、関係機関へのポスター配布および立入検査など。また火薬類取締法に基づく、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取り扱いについての法令遵守の指導および火薬類の危害予防意識の高揚と啓発。

(消防局指導課 ☎363-7173)